

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全ステップ

特集Ⅰ

労災訴訟高額事例を振りかえる
和解2億4000万円が最高額

労災問題研究所 稲垣昭雄

特集Ⅱ

「凡事徹底」の精神でゼロ災運動やっています

レールセキュリティ

ニュース

高齢化に配慮した勤務体制に
厚労省 陸運事業者向け手引書作成へ

WEB版はカラーでご覧になれます!!
WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

No.2158

2012

3

15



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21静岡会
太田労務管理事務所

所長 太田 法行

第125回

糖尿病の労働者が元同僚ともみ合い負傷、右手を壊疽・切断

■ 災害のあらまし ■

トラック運送業務をしている労働者Aは、新人Bが入社した際、最初の3日間教育係を任された。しかし、教育期間が過ぎてもBの仕事上のミスを見かけることがあったので、Aはそのまま指導を続けていた。だが、Bにはやる気が見受けられず、Aが注意しても反抗的な態度で、入社後14日で退社した。その3日後の午前7時頃、会社の車庫で仕事の準備をしていたAに対して、Bが殴りかかってみ合いとなった。そのとき、Bの歯によってAは右手を負傷した。糖尿病に罹患していたAは、負傷後、右手の傷口付近の筋肉や骨が菌に感染して壊疽し、右手の一部を切除することになってしまった。また、Bもそのときに顔の一部を負傷した。Aは、療養補償給付などの請求をしたが、不支給とされ、再審査請求をするに至った。

■ 判断 ■

Aが襲われた際、Bも負傷していることから「ケンカ」とみられる可能性もあったが、Aの行為が正当防衛であったことが認められた。そのほか、業務との関連性や私的なうらみや挑発の有無などの観点に照らし業務と負傷との間に相当因果関係があると認められ業務上。

■ 解説 ■

元同僚の暴行による負傷が、業務上の事由によるものか否かを判断するに当たっては、次のような点が考慮される。

「暴行行為が明らかに業務に関連しているか」「暴行行為の原因となる業務上の事実と暴行行為との時間的関係および場所的関連性があるか」「私的なうらみなどによ

るものか」「被害者がその職務上の限度を超えて相手方を刺激し、または挑発したような事情があるか」――。

これらの点について、今回のケースでの判断をまとめると次の通りとなる。

まず、業務との関連については、会社からの業務命令として、また、職場の先輩としての当然の行為として、Bに対して業務上の各種の指導を行ったことが、Bに強い不満やうらみなどを抱かせ、暴行の実行を決意させるに至ったものと考えられる。そのため、「暴行が業務に関連していることは明らか」とされた。

どの程度の時間が経過すれば私的なうらみとなるのかなどの明確な基準があるわけではないため判断が難しいところではあるが、Bは会社を退職してから2日後にA宅に電話をかけ、その翌日に暴行に及んでいた。AのBに対する「業務上の指導という業務上の原因が私的なうらみに転化したといえるほどの時間的経過があったとはいえない」と判断。「AとBに職場外の私的な付き合いがあったとは認められず、Bが私的なうらみによって暴行に及んだとみる余地はない」とされた。

ただし、今回のケースでは加害者のBも負傷している。このような場合は、被災者であるAも加害者となり、ケンカとみられることがある。そのような場合は、発端が業務と関連があっても私的なうらみに発展していることが多いので、通常は業務起因性が認められない。ただし、相手方を負傷させていても、正当防衛や過剰防衛による場合は、ケンカと同視されるべきではない。

このケースでは加害者であるBも顔に青あざができ、口の中を切るなどの負傷をしており、医師の紹介状にも「人の歯を殴り受傷」と記載され、労働基準監督署長から



はケンカによる負傷と認定するのが相当だと判断されていた。しかし、再審査請求でAは「殴りかかってきた加害者の足を引っ掛けて押し倒し、上からドンと押さえつけた時の衝撃で、右手が加害者の歯に入り込み、また、加害者が噛み付いたことにより、負傷したのだと思う。加害者はその後も暴れ続けたので、押さえ続けながら頭突きをした」と主張し、それが事実と認められた。そのため、単なるケンカではなく正当防衛によってBは負傷したのだと判断された。

AがBに刺激や挑発をしたかについては、そのような事実は認められなかった。

以上の検討結果によりAの業務とBによる暴行との間には、相当因果関係が認められ、右手の負傷は、業務上の事由によるものであると認められた。

また、Aはこの右手の負傷の後、右手の一部を壊疽・切除した。これについては、Aが糖尿病に罹患し、外傷を負えば壊疽を引き起こしやすい体質であったことを判断の基礎に含めるべきものであると考えられた。つまり、右手の負傷がなければ右手一部の壊疽・切除にも至らなかったはずであることから、右手一部の壊疽・切除についても業務起因性が認められた。